

令和2年八郎潟町議会第1回臨時会 会議録

令和2年4月27日（月）

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第1回臨時会は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。6番 北嶋賢子君、7番 加藤千代美君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、第1回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日、午前9時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会の議案等は、民事調停について、令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について、の2議案と条例一部改正の専決処分の承認案件が2件であります。
したがって、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
なお、議員の皆様にお知らせいたします。臨時会終了後、町当局から新型コロナウイルス関係の報告がございますので、よろしくお願いたします。
また、町当局からの報告が終了し当局退席後、皆さんと視察研修等について、協議したいと思いますので、引き続きお願いたします。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議長 村井 剛 本臨時会の会議は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
それでは議案の審議に入りますが、日程第3 議案第35号 民事調停について及び日程第4 議案第36号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）については関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。
本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
配付資料の1ページをご覧ください。
議案第35号 民事調停について
工作物撤去土地明渡請求事件について、去る3月18日の全員協議会でもご説明いたしました。〇〇字〇〇地内の私有地に設置している町の防火水槽について、土地所有者から撤去を求められていたもので、このほど、町と申立人との間で調停成立の方針が定まったことに伴い、当該事件の調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規程により、議会の議決を求めます。
次に、予算書をご覧ください。
議案第36号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について
予算書1ページ、歳入歳出にそれぞれ228万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,458万9千円としております。

。このことだけ後でまたあまり長くなると、いろんな問題が起き兼ねないのではないかなと思いますけども、いわゆるこれ裁判所が入ってるからいい加減なことは出来ないようですけども、その点はいかがでしょうか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 調停回数につきましては、昨年、元年の10月23日そして11月27日、2月20日、今年に入りまして3月26日、の4回を実施しております。
そして今日の議決が出されれば、5月に本調停という運びになります。
管理処分につきましては、期限は無期限かということですが、今回のこの200万円につきましては、町とすれば土地の上に建物がない状態での撤去工事、町が撤去工事をするとした場合の工事費プラス若干のこれまでの色々な迷惑料ということで、お互いに話し合いを進めてきて、区切りの良い200万円ということになっております。
そしてこの管理を〇〇さんの方に全てお願いするという形でありまして、それが必ず防火水槽を〇〇さんが撤去するのか、そのまま使っていくのかということにつきましては、〇〇さんの責任のこととなって参ります。
なので、この管理処分が、建物が建っている間につきましては、当然、防火水槽について何ら危険なことは無いと思うんですけども、中に水が入ったままで使っていきますので、そして上物を〇〇さんが撤去して使う場合に、そのまま防火水槽が残る可能性も出て参ります。
そこにつきましては、全て所有権を移しますのでそこは〇〇さんの責任において管理して頂くことになっております。期限までは特に双方話し合いはしておりません。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 この件については、前にも聞いたような気がしますけども、例えばこの売買する時にこれ後で取得した土地だようですけども〇〇さんが、その時点でこの防火水槽があるよと、そういうものの認識をなされて取得されたものだと思う訳ですよ。
その当時、いつの売買かわかりませんが、そうすると町の方にはその経緯というんですか、町の方では借用してる訳でしょうけども、その経緯についてはこの現在までの経緯ですね、今この訴訟大きく考え方というのは、町の方ではその時点でこの上物を建ててもいいのかどうかということもある訳ですよ。
ようするに公共の物を借用されているものに、特に危険物の上に建てる訳ですから、危険物を消火する物に建てる訳ですから、その許可ですね、その経緯というのは許可されたその経緯というのは、今の執行部の方では分からないと思うけども、そういうことの流れはどうなってるのでしょうか。
この争いを聞いたものに対して、その当時売買されるその時の出来事もある訳ですしそれでもってこの防火水槽というのは、町の消防ではこれも一つの範囲のですね防火用水としての任務になっておったのかどうか、そういうものの考え方をこの裁判の中での経緯は分かりませんが、一方的になっているのかどうか分からないけども、この200万円のお支払いの根拠なる大きなものがある訳ですよ。
そこら辺がどうなっているのか、そこら辺と合わせてですね、ただ今現在の私有地の防火水槽用地を借用している地域が数十か所ある訳ですよ。そういうものに対しての、このようなことが起きないようにその構造物の上にそのものを置くとか、基準的にあるでしょうけど、建てられないとかそういう風な所有者との再度確認がなされているのかどうか、そこら辺をご説明お願いします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 工場を建てた時の経緯でございますが、この防火水槽が建設されている土地ですが平成8年2月に現在の〇〇さんの以前に、〇〇さんという方と土地の使用賃借契約を行っております。平成8年2月20日です。
期間は10年間ございまして、その当時は全然上物というのは無かった訳で、順調に町の方で土地をお借りしておりました。
そしてこの土地について、平成18年11月16日、〇〇さんがその〇〇さんから土地を買い受けております。
ですので、町は平成18年11月から〇〇さんから土地について、無償の賃貸契約で行っております。

その後、防火水槽設置個所の上に、工場を建てたいということで、〇〇さんの方からお話がありました。
その際、いろいろ細かい保障云々については、話し合われなかったみたいです。
その時に平成22年5月20日に〇〇さんから、申出書が届いております。
この際、理由につきましては、作業所建設のためという一文だけでございます。そしてこれに対して町が翌日、22年5月21日に承認書を出しております。
この内容につきましては、土地使用賃貸契約書第6条第3項の規定に基づき、承認しますという風になっておりまして、留意事項といたしまして、町の方から3点をお願いしております。
この内容は防火水槽管理蓋の開閉可能な状況を維持すること。これは（防火水槽内の検査及び維持管理をする上で、出入口の確保が必要）。
二つ目、工事施工中に火災等が発生した場合には、消火活動等の妨げにならないよう配慮すること。
三つ目が、その他防火水槽を善良な管理者として注意を持って維持保全していただくこと、という内容で合意をしております。
この当時、このような作業所について、ひびが割れたりですとか建物に支障がくるといったようなことは、お互い認識はしていなかったような感じでございます。
その後、土地の使用期間が10年間ございまして、平成29年3月31日までの10年間の使用賃貸契約が終了いたしました。
その時点でやはり工場にひび割れ等が生じたので、以降はもう契約しませんということ、〇〇さんの方から言われております。
その後、調停になる前にかかなりの回数で、町と〇〇さんの間でいろいろな話のやり取りが行われております。
その中では町の方からも今まで無償であったものにつきまして、その賃借料をお願い出来ないかですとか、そのひび割れた部分の補修についてその都度対応していきたい、といった申し入れもしてございます。
それでも〇〇さんの方で、根本的解決にならないということもございまして、その後何らお互いの解決に至らず、そして〇〇さんの方でこの調停が裁判所の方に申立をした訳でございまして。
経緯とすれば大まかではございますが、このような感じでございます。
あと他の場所の民有地の関係については。

議長 村井 剛 千田副町長。

副町長 千田清 他の民有地については、全部無償でございます。以上です。

10番 金一義 まず、全部無償というんじゃないくて、まずこれから入って行きます。このような事態が起きるとすれば、そのものの解釈の仕方ですよ。この民有地、今ある民有地ですね。そこに借用されてる場所ある訳ですよ、その上にじゃあ鳥小屋作ったとか例えばですよ、機械置場作ったとか、そういう〇〇さんとの流れを聞いていますと、結局、工場になっても防火水槽との活用の云々がまずなされておった訳ですよ、29年の3月31日までの間は、その後は対応年数が切れたから云々とあるけども、だからそこら辺が我々の考え方とすればですよ、ようするに公共の公のものの防火に対する使用のものに対して上に上物作ってですよ、その時結局何て言うんですか、許すということ自体がもう甚だ根本から間違っているんじゃないかと、建物作る場合に許可よく降りたのかなと、まず一つ、そういうのはまず下に防火用水があって、今はこういうこと出来て考え方を煮詰めてもらうために喋ってる訳ですけども、そのためには今後残っている民有地のものを、しっかりしたものを設定しておかないと、またいつかこういうこと曖昧な形でやっていると、こういう形になるんじゃないかということで、私今話してる訳でこの件に対して、どうのこうのという議論はないけどもね、ただ今の町の問題に対してはちょっと甘さがあったんじゃないかと、そういう点は当局では認めて、この200万というのが出たと思う訳ですけども、今後の一つの大きな教訓として、やっぱり今、民有地の防火用水の借地が数十か所ある訳ですけども、そういうのは無償とか有償とかでなくて、やっぱり所有者、地主さんとの再契約の中でそういう文言を謳っておかないと、こういうことがやっぱり起きる可能性がある訳ですよ。
まあこう世代は変わっていきますよ。だからまずこれを教訓として、三十数か所ある訳ですけども、そのものに一つ一つまず当たってですね、町としてはこういうものをとということでちゃんと契約書を再契約してもらってやって頂くと、そういうことでないとまたこういうことが起きる、起きないとも起きるとも分かりませんが、だから今その問題になっているそのものについても、お宅方はあれでしょうけども、工場建設の段

階ですよ、本当は建設許可降りないと思う訳ですよ、普通であれば。

下にちゃんとした防火用水というものがあるんですね、今、話聞くと有事の際は水を上げるんだと、だからその時工場使われないという文言もあるようですが、そういう形の曖昧さが今ここに来てるんじゃないかと、そこら辺がやっぱりきちっと行政当局としてもやって行かないと、今回はこれで収まったかも分かりませんが、今後また出て来ないとも限らないので、提案してるところでございます。

副町長 千田清 まず今回の教訓を生かして、今後、所有者のものとかについて基準とか確認申請等に注意しながら、基準等を設けて参りたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
これにて、議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3 議案第35号 民事調停について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第35号は、原案どおり可決されました。
次に、議案第36号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。討論を行います。
討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4 議案第36号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第36号は、原案どおり可決されました。
次に、日程第5 承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 配付資料の5ページをご覧ください。
承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日より施行されるに伴い、所要の規定整備を行う必要があり、一部改正したものでございます。
主な内容は、固定資産税での所有者不明土地等に係る措置、個人住民税の非課税の範囲の見直し、たばこ税の課税標準等の見直しであり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため、専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものであります。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、承認第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第5 承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

を求めることについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第2号は、承認することに決定いたしました。
次に、日程第6 承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 資料の59ページ。
承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めること
について
地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4
月1日より施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要があり、一部改正した
ものでございます。
主な内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得
の基準額等の見直し等であります。
議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため
専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものでございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、承認第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。今説明いただきましたけれども、理由の中に国民健康保険税の
課税限度額の引き上げとあります。内容を見ますと、61万が63万、16万が17万
となっておりますけれども、今このコロナの事態で皆んな今収入が減っている時に、今何で引
上げなのかそしてこの引き上げの率が全県一律になっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、村井税務課長。

税務課長 村井秀竹 限度額につきましては、全市町村同じであります。
また、当町では限度額対象者が昨年は2名ほどとなっております。それで上限額上っ
てますが、軽減基準額も若干上がっておりますので、そこを調整して行くと思われま
す。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 何故、今かと言いますと、コロナが感染する前の話であって、そういうことだと思いま
す。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第6 承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって承認第3号は、承認することに決定いたしました。
今期臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会第1回臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉会 午前10時36分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員